ラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ１回に限り算定する。
２　１について、顎態模型を調製した場合は、200点を所定点数に加算する。
３　２については、予測歯１歯につき60点を所定点数に加算する。
４　印象採得料、咬合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００５　動的処置（１口腔１回につき）
１　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年以内に行った場合
イ　同一月内の第１回目　250点
ロ　同一月内の第２回目以降　100点
２　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年を超えた後に行った場合
イ　同一月内の第１回目　200点
ロ　同一月内の第２回目以降　100点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００６　印象採得（１装置につき）
１　マルチブラケット装置　40点
２　その他の装置
イ　印象採得が簡単なもの　143点
ロ　印象採得が困難なもの　265点
ハ　印象採得が著しく困難なもの　400点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００７　咬合採得（１装置につき）
１　簡単なもの　70点
２　困難なもの　140点
３　構成咬合　400点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８　装着
１　装置（１装置につき）
イ　可撤式装置　300点
ロ　固定式装置　400点
２　帯環（１個につき）　80点
３　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　100点
注１　１のイについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。
２　１のロについては、固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。
３　１のロについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。
４　３について、エナメルエッチング及びブラケットボンドに係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８－２　植立（１本につき）　500点

Ｎ００９　撤去
１　帯環（１個につき）　30点
２　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　60点
３　歯科矯正用アンカースクリュー（１本につき）　100点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１０　セパレイティング（１箇所につき）　40点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１１　結紮（１顎１回につき）　50点
注　結紮線の除去の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

（矯正装置）

Ｎ０１２　床装置（１装置につき）
１　簡単なもの　1,500点
２　複雑なもの　2,000点

Ｎ０１２－２　スライディングプレート（１装置につき）　1,500点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１３　リトラクター（１装置につき）　2,000点
注　スライディングプレートを製作した場合は、1,500点（保険医療材料料を含む。）を所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号Ｎ０１２－２に掲げるスライディングプレートは別に算定できない。

Ｎ０１４　プロトラクター（１装置につき）　2,000点

Ｎ０１４－２　牽引装置（１歯につき）　500点
注１　区分番号Ｊ０４４－２に掲げる埋伏歯開窓術を行った歯に対し牽引装置を装着した場合に算定する。
２　区分番号Ｎ０２２に掲げるダイレクトボンドブラケットは所定点数に含まれ別に算定できない。
３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１５　拡大装置（１装置につき）　2,500点
注　スケレトンタイプの場合は、500点を所定点数に加算する。

Ｎ０１６　アクチバトール（ＦＫＯ）（１装置につき）　3,000点

Ｎ０１７　リンガルアーチ（１装置につき）
１　簡単なもの　1,500点
２　複雑なもの　2,500点

Ｎ０１８　マルチブラケット装置（１装置につき）
１　ステップⅠ
イ　３装置目までの場合　600点
ロ　４装置目以降の場合　250点
２　ステップⅡ
イ　２装置目までの場合　800点
ロ　３装置目以降の場合　250点
３　ステップⅢ
イ　２装置目までの場合　1,000点
ロ　３装置目以降の場合　300点
４　ステップⅣ
イ　２装置目までの場合　1,200点
ロ　３装置目以降の場合　300点
注　装着料は、ステップⅠ、ステップⅡ、ステップⅢ及びステップⅣのそれぞれ最初の１装置に限り算定する。

Ｎ０１９　保定装置（１装置につき）
１　プレートタイプリテーナー　1,500点
２　メタルリテーナー　6,000点
３　スプリングリテーナー　1,500点
４　リンガルアーチ　1,500点
５　リンガルバー　2,500点
６　ツースポジショナー　3,000点

第三種郵便物認可　平成三十年三月三十一日